

# 平成23年新春賀詞交歓会が開催されました

毎年1月に開催される賀詞交歓会は、去る平成23年1月14日に例年通り前半を「新春業務セミナー」、後半を北海道選出国會議員・北海道議會議員・札幌

市長・各官公庁関係・関連友誼団体等を招待した「賀詞交歓会」という構成で開催されました。

## 「新春業務セミナー」



中央大学法科大学院 安念教授

13:00~15:00まで行われた前半の新春業務セミナーでは、中央大学法科大学院教授の安念潤司先生をお招きし、「今後の行政書士制度の展望」というタイトル

で御講演をいただきました。その前段にちょうどタイムリーな話題として、家系図作成者逮捕にかかる最高裁の判断が出されたばかりでしたので、それについての詳細な説明と先生ご自身の見解を述べてくださいました。

本論においては、行政書士制度の歴史を「代書人」と言われていた明治時代から現代に至るまで一通り概観した後、現在における社会的意義や弁護士法との兼ね合いなどから行政書士制度についての趨勢を語っていただきました。また今後の規制改革・規制

緩和の流れの中でADRも絡めてどういった展望が行政書士制度に開けていくのかを、先生の持論も含めたいへんわかり易くお話していただきました。

最後にはわざわざ質問の時間も設けていただき、会員からの質問に時間を割き丁寧かつユーモアあふれる対応でお答えくださり、また業界・学界内での裏話等も聞けて大変面白い内容でした。



質疑応答



講演の様子



質疑応答

では、どう考えるべきか？  
——宮川光治裁判官・補足意見——

- 「事実証明に関する書類」の外延は甚だ広い。
- 行政書士法の立法趣旨に従うべきである。
- 「行政に関する手続の円滑な実施に寄与する」「国民の利便に資する」という目的からの限定を受ける。
- 憲法が保障する職業選択の自由と調和するように解釈すべきである。
- 「官公署に提出する書類」に匹敵する社会生活上の意味がなければならない。

最高裁判決関係資料

判決の意義

- 行政書士の業務独占の範囲に限定を加えた。その意味では、(一・二審判決に比して)行政書士にとって厳しい判断であった。
- 他方、行政書士制度が確実に定着したことを物語る。
- 「事実証明に関する書類」の外延は甚だ広いのに、外部的な使用を目的として作成される書類(決して、「官公署に提出する」ものである必要はない)は、業務独占の範囲に属することが含意されている。
- このように考えると、行政書士の業務独占の範囲は広く、かつ、このことが最高裁によって承認されたと考えられる。

## 「賀詞交歓会」

15:30からは恒例となった「賀詞交歓会」が開催されました。会長挨拶に続き、来賓挨拶（高橋はるみ北海道知事、上田文雄札幌市長代読、北山孝次日行連会長代読）があり、鏡開き（一説には鏡抜きというのが正しいのだそうな）、そして乾杯。お酒が入ると途端に賑やかになるのも例年通りの流れで、来賓紹介の時間は各議員の先生が熱弁を奮い、我々接待する側も来賓や会員同士で歓談を楽しみながら、とても和やかな時間を過ごしました。



会長挨拶



鏡開き



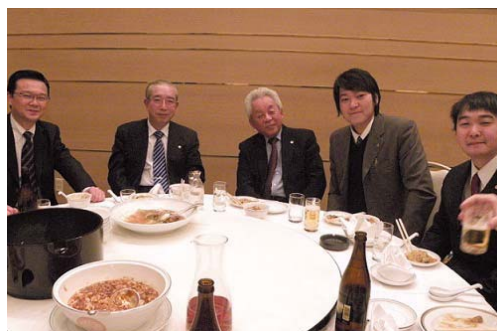
高橋はるみ北海道知事挨拶



室蘭支部会員



左から安念教授・深貝名誉会長・高崎弁護士会会長



旭川支部会員



札幌支部会員